

大垣市部活動地域移行
新たな地域クラブ活動実証事業ガイドライン

大垣市教育委員会

令和6年3月 策定
令和6年9月 改訂

「新たな地域クラブ活動実証事業ガイドライン」の策定に当たって

1 策定の趣旨

- ◆「大垣市部活動地域移行基本構想（令和6年3月）」において、新たな実施主体（少年団や競技団体等、移行後の活動を担う団体）による実証事業を行うことを位置付けており、令和6・7年度に実施するためのガイドラインを策定するもの。

令和7年度末までを目標に、休日の中学校部活動を新たな実施主体による活動に移行（地域移行）するため、令和5年度には、教育委員会において、「大垣市部活動地域移行基本構想」を策定することとしている。

地域移行において、重要な取り組みである新たな実施主体を決めるため、令和6・7年度は、上記構想を基に、市内10中学校にある138の全ての部活動と新たな実施主体となり得る団体と合意形成に向けた調整を行い、合意形成できた部活動から順次、移行して検証する実証事業を行うこととしている。

現在、部活動にある競技・種目において、受入れ先となる団体の調整にあたり、学校と「新たな地域クラブ活動」の実施主体による合意形成が得られた場合、実証事業に参加するものとする。

実証事業では、「新たな地域クラブ活動」の休日の活動について行い、その内容を示すものとして、大垣市中学校部活動地域移行検討委員会における協議を経て、本ガイドラインを策定した。

2 目的

- ◆実証事業において、成果と課題をとりまとめ、課題解決を図るとともに、令和8年度からの円滑な実施を目指す。

令和8年度以降の「新たな地域クラブ活動」の円滑な実施に向け、令和6・7年度の実証期間を通して、活動の成果と課題をとりまとめ、課題解決を図るとともに、令和8年度からの円滑な実施を目指す。

実証期間においては、「新たな地域クラブ活動」の調査・分析を行い、本市における生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保し、持続可能な活動となるよう対応する。

本ガイドラインは、新たな実施主体のもとで行われる「新たな地域クラブ活動」を適切に実施するために、学校部活動と同等の活動の基準を示すものである。

本ガイドラインは、実証事業の実施状況に応じて、内容を見直すこととする。

3 基本理念

以下は、「大垣市部活動地域移行基本構想」で示している基本理念であり、実証事業を行う「新たな地域クラブ活動」においても遵守するものとする。

- ◆競技志向のみに偏ることなく、スポーツ・文化芸術活動に親しむものであること。
- ◆多様な機会を確保し、豊かに生きる資質・能力を育むものであること。

学校部活動は、生徒にとって、スポーツ・文化芸術活動に親しむことはもとより、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等につながるなどの教育的意義があるほか、学級や学年の異なる集団での活動を通じた人間形成の機会でもあり、生涯にわたって豊かに生きる資質・能力を育む役割を果たしている。

したがって、地域移行にあたっては、地域のスポーツ・文化芸術分野の資源を最大限活動しながら、学校部活動の教育的意義を継承するとともに、競技志向のみに偏ることなく、スポーツ・文化芸術活動に親しむことができ、多様な機会を確保し、豊かに生きる資質・能力を育むものであることを基本理念とする。

4 基本方針

- ◆新たな実施主体として、学校と競技・種目関係団体の合意形成がなされた場合に、「新たな地域クラブ活動」の実証事業を実施する。

(1) 対象となる団体

- ・「新たな地域クラブ活動実施検討会」（社会教育スポーツ課主催により開催）において、対象部活動との合意形成の意向を確認し、学校と新たな実施主体による面談において、合意形成が得られた団体（「新たな地域クラブ活動」の実施に向け、規約等を整備できる団体）
- ・「新たな地域クラブ活動実証事業ガイドライン」をもとに活動し、参加基準（別紙参照）の内容を遵守できる団体
- ・「新たな地域クラブ活動」を持続可能な活動としていくために、毎年度、代表者や指導者の変更される保護者クラブは、対象外とする。

(2) 実施主体

- ・スポーツ協会やスポーツ少年団、文化芸術団体など、既存の団体
- ・関係団体が連携して運営する団体など、新たな団体

(3) 対象となる活動

- ・「新たな地域クラブ活動」として実施される休日の活動

(4) 合意形成

- ・合意形成とは、学校部活動と競技・種目関係団体、双方の意向を十分に協議し、合意書を交わすことである。意向の内容は、実施主体、指導者、活動場所、大会への参加等とする。
- ・以下の手順で合意形成を図る。

【意向を確認する】

- ①学校や競技・種目関係団体の意向について、聞き取りやアンケート等により把握する。
- ②競技・種目ごとの検討チーム（事務局：教育委員会）において、学校部活動ごとに、地域移行の在り方を検討し、方向性を確認する。
- ③学校部活動と競技・種目関係団体、双方の意向について、合意形成できる見通しとなった場合、学校部活動と競技・種目関係団体の担当者は、「新たな地域クラブ活動実施検討会」に出席する。
- ④「新たな地域クラブ活動実施検討会」において、学校部活動と競技・種目関係団体、双方の意向を十分に協議し確認する。

【合意書を交わす】

- ①学校長と新たな実施主体の代表者が面談し、「新たな地域クラブ活動」の規約、指導方針、年間計画等を確認する。
- ②規約、指導方針、年間計画等の内容に、合意が得られた場合、学校長と新たな実施主体の代表者は、2通の合意書を作成し、両者において保管する。

- ・合意形成が得られない場合には、令和6年度以降に競技・種目ごとの検討チームにおいて、新たな実施主体等について、継続して検討する。

(5) 事業実施期間

- ・令和6・7年度（令和6年4月～令和8年3月末）

(6) 事業参加の効果（メリット）

新たな実施主体として認められた場合、次のメリットがある。

- ・新たな実施主体として、社会的な仕組みとしての立場を明確にすることができる。
- ・運営にあたって、教育委員会との一層の連携を図ることができる。
- ・「大垣市部活動地域移行実証事業運営補助金」を活用することができる。市は、実施主体から申請があった場合、運営に関する経費の一部を補助する。
- ・学校部活動と同様に、学校施設を活動場所として使用することができる。

令和6年度 新たな地域クラブ活動 実証事業 参加基準

基本基準		必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	
活動実態に関する基準	①市の基本理念に基づいた、運営がされている。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校部活動の教育的意義を継承するとともに、競技志向のみに偏ることなくスポーツに親しむことができ、生徒の豊かに生きる資質・能力を育むことを基本理念としている。 ・活動方針を明確にしている。
	②活動時間について、本ガイドラインが遵守されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・休日（土、日）は、どちらか一日を休養日としている。 ・休日の活動時間は、原則、1日3時間までとしている。
	③中学校部活動の受け皿となる団体である。	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校部活動に在籍していた生徒の受入れ先となる団体である。（複数の部活動の生徒を1つの団体が受入れる場合等も可とする）（その学校の一部の生徒しか在籍していない場合には、上記の解釈に当てはまらない）
	④継続可能な代表者・指導者が配置されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・複数年、体制を整備できる代表者がいる。 ・複数年、指導を継続できる指導者がいる。 （生徒の保護者で、活動終了とともに保護者による指導者が入れ替わるのは適さない）
	⑤指導者が資格を保有している。	<ul style="list-style-type: none"> ・中核となる指導者が資格を保有している。 （公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格等）
	⑥暴力、各種ハラスメント等の不適切な行為を行わないことが遵守されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人日本スポーツ協会倫理規定第4条（暴力、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、差別等の禁止等）を遵守している。
	⑦市内の施設を活動拠点としている。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の学校施設や体育施設を活動拠点としている。
	⑧安全管理体制を整備している。	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者及び生徒は、スポーツ保険等に参加している。 ・緊急連絡体制を整備している。（不測の事態に備え、予め、医療機関をはじめとした各種機関・団体等や団体関係者の緊急時に関する連絡体制を整えている）
運営体制に関する基準	⑨規約等が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・規約等（規約・会則・定款等を指す）が作成され、整備されている。（規約等の提出）
	⑩事業計画・予算、事業報告・決算が適切になされている。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画・予算、事業報告・決算に関わる書類が作成され、クラブ団体内で報告がされている。（事業計画・予算、事業報告・決算の提出）

実証事業の実施に当たって

1 運営

◆実証事業に参加する「新たな地域クラブ活動」は、学校部活動の教育的意義を継承しつつ、学校と連携し運営を行う。

(1) 運営・新たな実施主体

- ・令和6・7年度の2年間の実証事業期間は、教育委員会と連携し、新たな実施主体が運営を行っていく。
- ・新たな実施主体は、中学生のスポーツ・文化芸術環境をマネジメントする役割を担い、運営上の課題に対応することになるため、生徒が安全安心に参加することができ、保護者も安心して任せることができる団体とする。
- ・新たな実施主体の代表者は、複数年にわたり、その役割を担い、体制を整備して運営にあたる。代表者は、運営に関する諸問題に対応し解決を図る。

(2) 関係者間の連携体制の構築等

- ・教育委員会は、新たな実施主体のみに任すことなく、運営に関する情報共有や連絡調整を行い、連携した体制を整える。
- ・「新たな地域クラブ活動」における生徒同士のトラブルや事故等の対応についての管理責任は、実施主体にあるが、学校も含め事務局と連携して対応する。
- ・実証事業に係る問い合わせの窓口は、教育委員会（事務局）とする。体育系は、社会教育スポーツ課、文化系は、学校教育課が担当する。

2 管理

◆新たな実施主体は、成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防止するとともに、生徒のバランスのとれた心身の成長が図られるよう活動時間等を適切に管理する。

(1) 休養日及び活動時間の設定

- ・新たな実施主体は、生徒の肉体的・精神的に過度な負担がかからないよう、十分に配慮する。
- ・「大垣市中学校部活動ガイドライン」で規定する内容を基本とする。
(参照：【改訂版】大垣市中学校部活動ガイドライン 令和3年3月)

【休養日】

- ・土曜、日曜については、どちらか一日を休養日とする。
- ・第3日曜日は、原則「家庭の日」として活動は実施しない。
ただし、大会、施設の割り振りの関係でやむを得ない場合は、必ず振替で休養日とすること。

- ・3、4連休の場合は1日以上、5連休以上の場合は2日以上、休養日を設けることが望ましい。

【大会参加時の休養日について】

大会参加にあたっては、原則、以下のとおり対応する。

- ・大会開催日が日曜日の場合は、前日、土曜日に活動することもあり得る。また、大会開催日が土曜日の場合は、翌日、日曜日に活動することもあり得る。その場合、休養日を他の日（平日も可とする）に振り替える。
- ・土曜日、日曜日の2日連続で大会に参加した場合は、休養日を他の日（平日も可とする）に振り替える。週2日の休養日を確保すること。

【休日の活動時間】

- ・活動時間は、原則1日3時間までとする。（大会は除く）

(2) 活動場所

- ・新たな実施主体は、学校施設を活動場所とすることを基本とする。
- ・例外として、実施主体が競技団体等であり、特別な設備を使用する等の場合には、体育施設を使用することもある。
- ・学校は、新たな実施主体が学校施設を使用して活動することができるように、新たな実施主体と使用日時の調整を行い、使用する施設を確保する。新たな実施主体は、部活動の顧問と連携し、円滑な調整に努める。

(3) 安全管理

- ・新たな実施主体は、活動状況等を踏まえ、適切な補償内容・保険料のスポーツ保険等を選定し、指導者や参加する生徒等の保険への加入を促し、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。
- ・加入する保険については、自身の怪我等を補償する保険だけでなく、個人賠償責任保険も保険対象となる保険を選定する。
- ・不測の事態に備え、予め、医療機関をはじめとした各種機関・団体等や団体関係者の緊急時に関する連絡体制を整える。
- ・活動中に、事故等が発生した場合は、生徒の怪我や症状の程度を確認し、生徒の安全を最優先として対応する。救急搬送を行う場合には、保護者への連絡とともに、教育委員会（代表 0584-81-4111〔土日：宿日直〕）にも報告する。

(4) 適切な会費の設定と管理

- ・新たな実施主体は、生徒や保護者等に対して、加入説明の際に、費用等に関する説明を行い、理解を得る。活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。
- ・年度当初に、収支予算書を作成し、予算の執行にあたっては公正かつ適切な会計処理を

行い、年度末には、生徒や保護者等に対し会計報告等を行う。

- ・新たな実施主体は、教育委員会に、年度当初に収支予算書、年度末までに収支決算書を提出する。

3 指導体制

◆新たな実施主体の責任者は、基本理念に基づいた指導が行われるように、教育委員会や指導者等と連携を図り、適切な指導体制を整備する。

(1) 指導者の確保

- ・新たな実施主体は、複数年、指導が継続できる指導者を確保する。生徒の保護者で、活動終了とともに保護者による指導者が入れ替わることは適さない。
- ・競技・種目ごとの検討チームにおいて、指導者の派遣を希望する団体に対して、希望する学校の職員や部活動の外部指導者、スポーツ関係団体等の指導を希望する指導者の中から、派遣ができないか検討し、指導者の確保に努める。
- ・中核となる指導者は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格等の資格を保有していることとする。
- ・新たな実施主体は、県教育委員会及び公益財団法人岐阜県スポーツ協会が主催する指導者育成研修会を受講した指導者や公認スポーツ指導者等の指導者資格（コーチングアシスタント、スタートコーチ等）を保有した指導者が指導することができるよう、指導者に対し資格の取得及び更新を促す。

(2) 適切な指導の実施

- ・指導者は、市の基本理念に基づいた指導を行う。
- ・指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図り、合理的かつ効率的・効果的な活動の積極的な導入等を行う。
- ・「新たな地域クラブ活動実施検討会」において、学校部活動の顧問より、生徒の活動状況や配慮事項等について情報を共有し、指導に生かすこととする。

(3) 教職員の兼職兼業

- ・「新たな地域クラブ活動」での指導を希望する教職員は、学校長に申し出て「兼職兼業届」提出し、教育委員会より許可を得る。
- ・学校の教職員が指導する場合は、勤務校における業務への影響がないことや自らの健康に留意する等、学校運営に支障がないようにする。
- ・教職員が兼職兼業として指導する場合には、教育委員会・学校及び新たな実施主体において、勤務時間等の全体管理を行うなど、指導者の適切な労務管理に努める。

(参考) 改訂履歴

施 行	主な改訂箇所
令和6年9月	<p>実証事業の実施に当たって</p> <p>2 管理</p> <p>(1) 休養日及び活動時間の設定</p> <p>大会参加時の休養日について、「大会開催日が土曜日の場合は、翌日、日曜日に活動することもあり得る」とする内容等を追記した。</p>